

○狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例施行規則

昭和 54 年 9 月 29 日

規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例(昭和 54 年条例第 21 号。以下「条例」という。)第 13 条の規定に基づき条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 21 年規則 46 号〕)

(支給要件)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する規則で定める者は、運動機能が座位までであつて、かつ、別表の各項目に規定する状態が 6 箇月以上継続する場合に、該当する項目の点数の合計が 25 点以上の者とする。

2 条例第 3 条第 2 号に規定する規則で定める手当は、狭山市難病患者福祉手当支給条例(昭和 54 年条例第 20 号)第 1 条に規定する難病患者福祉手当及び在宅心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給を受けようとする者を被介護者としてその者の主たる介護者が支給を受ける狭山市在宅要介護高齢者介護手当支給事業実施要綱(平成 16 年告示第 71 号)第 1 条に規定する在宅要介護高齢者介護手当(以下「介護手当」という。)とする。ただし、当該主たる介護者が手当の支給を受けている場合の介護手当を除く。

(追加〔平成 16 年規則 19 号〕、一部改正〔平成 21 年規則 46 号・24 年 33 号・28 年 53 号〕)

(受給資格認定の申請)

第 3 条 条例第 5 条の規定による受給資格の認定の申請(以下「申請」という。)は、様式第 1 号の在宅心身障害者福祉手当認定申請書に申請者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 条例第 2 条第 1 項各号に該当することを証する書類

2 市長は、前項に掲げる書類のうち、その必要がないと認めた書類の添付を省略させることができる。

(一部改正〔平成 21 年規則 46 号・24 年 33 号〕)

(認定及び却下の通知)

第 4 条 市長は、申請を受理したときは、条例第 3 条に定める支給要件に該当しているか否かを調査し、受給資格があると認めたときは、様式第 2 号の在宅心身障害者福祉手当受給資格認定通知書により当該申請をした者に通知する。

2 市長は、前項の調査の結果受給資格がないと認めたときは、様式第 3 号の在宅心身障害者福祉手当受給資格認定申請却下通知書により当該申請をした者に通知する。

(一部改正〔平成 21 年規則 46 号〕)

(支給時期の特例)

第 5 条 条例第 7 条ただし書に規定する特別の事情とは、受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 受給資格が消滅したとき。

(2) 災害、疾病その他市長が特に必要と認める事由があるとき。

(一部改正〔平成 21 年規則 46 号〕)

(受給資格消滅の通知)

第6条 市長は、条例第8条各号の規定により受給者の受給資格が消滅したときは、様式第4号の在宅心身障害者福祉手当受給資格消滅通知書により当該受給者であつた者に通知する。ただし、同条第3号に該当する場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成21年規則46号〕)

(死亡による支給の特例)

第7条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき手当で、まだその者に支給していなかつたものがあるときは、その未支給の手当は、その者の同居の親族又は市長が定めた者に支給する。

(一部改正〔平成16年規則19号〕)

(不正利得の返還)

第8条 条例第10条の規定による不正利得の返還の請求は、様式第5号の不正利得返還請求書により当該利得を返還すべき者に通知して行う。

(一部改正〔平成21年規則46号〕)

(届出)

第9条 条例第11条の規定による届出は、様式第6号の在宅心身障害者福祉手当異動(消滅)届により行わなければならない。

2 条例第11条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 預金口座の変更

(2) その他市長が特に必要があると認めた事項

(一部改正〔平成21年規則46号〕)

(受診命令)

第10条 条例第12条の規定による受診命令は、様式第7号の在宅心身障害者福祉手当受診命令書により行う。

(一部改正〔平成21年規則46号〕)

(台帳登載)

第11条 市長は、様式第8号の在宅心身障害者福祉手当受給者台帳を備え、第4条第1項の規定により在宅心身障害者福祉手当受給資格認定通知書を交付した者をこれに登載する。

(一部改正〔平成16年規則19号・21年46号〕)

附 則

1 この規則は、昭和54年10月1日から施行する。

2 狭山市重度心身障害児童手当支給条例施行規則(昭和45年規則第14号)は、廃止する。

3 条例附則第4項の規定により受給資格に係る氏名を障害者の氏名に改める場合については、在宅心身障害者福祉手当異動(消滅)届により届け出ることにより行う。

附 則(平成5年3月26日規則第18号)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の各規則の規定により作成した様式で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

附 則(平成16年3月31日規則第19号)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例施行規則の規定によりされた申請、届出その他の行為は、改正後の狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例施行規則の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

附 則(平成 17 年 9 月 30 日規則第 31 号)

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な箇所を訂正し、又は従前の例により使用することができる。

附 則(平成 21 年 12 月 28 日規則第 46 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 14 日規則第 33 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項、様式第 1 号及び様式第 6 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項第 1 号の規定は、この規則の施行の日以後の在宅心身障害者福祉手当の受給資格の認定の申請(以下「申請」という。)について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日規則第 51 号)

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 18 日規則第 37 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 25 日規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

(全部改正〔平成 28 年規則 53 号〕)

| 項目 | 点数 |
|--|------|
| 1 レスピレーター管理(毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP 等を含む。) | 10 点 |
| 2 気管内挿管・気管切開 | 8 点 |
| 3 鼻咽頭エアウェイ | 5 点 |
| 4 O ₂ 吸入又は SpO ₂ 90%以下の状態が 10%以上 | 5 点 |
| 5 1 回/時間以上頻回の吸引 | 8 点 |
| 6 回/日以上頻回の吸引 | 3 点 |
| 6 ネブライザー 6 回/日以上又は継続使用 | 3 点 |
| 7 IVH | 10 点 |
| 8 経口摂取(全介助) | 3 点 |
| 経管(経鼻・胃ろう含む。) | 5 点 |
| 9 腸ろう・腸管栄養 | 8 点 |
| 持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) | 3 点 |
| 10 手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を 3 回/日以上 | 3 点 |
| 11 継続する透析(腹膜灌流を含む。) | 10 点 |
| 12 定期導尿(人口膀胱を含む。)(3 回/日以上) | 5 点 |

| | |
|----------------|----|
| 13 人工肛門 | 5点 |
| 14 体位変換 6回／日以上 | 3点 |

備考 8及び9は経口摂取、経管又は腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択する。